

## 第 86 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和 5 年 3 月 2 日

開会 午後 2 時 00 分

○経済戦略局 それでは定刻となりましたので、ただいまから、第 86 回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課の児島です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

1 点目が「次第」、2 点目が「配席図」、3 点目が「委員名簿」、4 点目が「スクリーンに投影いたします説明資料」と、「各届出案件の追加参考資料」を幾つかつけさせていただいております。5 点目が、「次回審議予定案件等一覧」となっております。配付資料は以上となっております。

加えまして、傍聴の方には、「傍聴の際の注意事項」と「大規模小売店舗出展のルール」を配付させていただいております。傍聴の方には、先にお配りしております注意事項に従いまして、円滑な審議会の運営にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。また携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長に続きまして、委員の皆様を時計回りにご紹介申し上げます。

会長の向山委員でございます。

○向山会長 向山です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 川口委員でございます。

○川口委員 川口です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 上田委員でございます。

○上田委員 上田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済戦略局 北野委員でございます。

○北野委員 北野です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 菅原委員でございます。

○菅原委員 菅原です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 西堀委員でございます。

○西堀委員 西堀です。よろしくお願いいたします。

本日は、6名の委員がご出席です。山根委員におかれましては、ご都合によりご欠席となっております。

本審議会の委員数は7名ですが、現在で6名のご出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本市側ですが、経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。

これからの議事進行につきましては、審議会規則第4条第2項に基づきまして、議事進行を会長にお願いいたします。

向山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○向山会長 今日は、審議案件2件でございます。

それでは、2件に関しましてただいまから審議に入りたいと思います。なお、事務局からの説明の後に、いつものようにご質問・ご意見等を頂戴したいというふうに思っております。

それでは、まず本日の議事1番「(仮称)心斎橋プロジェクト」の新設に関する届出内容等につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 それでは、「(仮称)心斎橋プロジェクト」の新設についてご説明いたします。

本件は、Osaka Metro 御堂筋線・長堀鶴見緑地線心斎橋駅から10メートルの中央区南船場三丁目8-4外に隣接するとして、届出があったものです。

周辺地図は、ご覧のとおりとなっております。

設置者、施設等の概要ですが、店舗面積は、7,185平方メートル。設置者及び小売業者は、ヒューリック株式会社、JR西日本不動産開発株式会社、株式会社パルコ、株式会社竹中工務店となっております。

販売する物品は未定ですが、高級な賑わいの創出などに寄与する店舗等を予定しております。

用途地域は、商業地域、建物構造は、S・SRC・RC造、地上28階・地下2階建て、令和4年9月2日に届出があり、新設予定日は、令和8年2月28日です。

次に、周辺の状況として、まず南西側から計画地を撮影した写真となります。

続きまして、東側道路から南方向に撮影したものです。

続きまして、東側道路から北方向に撮影したものです。

続きまして、南側道路から西方向に撮影したものです。

続きまして、南側道路から東方向に撮影したものです。

続きまして、西側道路から南方向に撮影したものです。

続きまして、西側道路から北方向に撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の場所をお示ししております。

次に、7階平面図ですが、自動二輪・駐輪場の場所をお示ししております。

次に、隔地駐車場の場所をお示ししております。駐車場は、届出台数 58 台で、自動二輪車 12 台、駐輪場 230 台を確保します。そのうち 12 台分が原動機付自転車となっております。荷さばき施設は、80 平方メートル。廃棄物等保管施設の容量は、104.0 立方メートルとなっております。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は、8 時 15 分から 21 時 45 分まで。駐車場の利用時間帯は、8 時 00 分から 22 時 00 分まで。駐車場の出入口の数及び位置は、隔地駐車場敷地北側に 1 か所、西側に 1 か所となっており、荷さばき施設の使用時間帯は、4 時 00 分から 22 時 00 分までとなっております。

次に、隔地駐車場、エスト心斎橋の北側出入口付近の写真ですが、敷地北側から南向きに撮影したもので、左折 I N、左折 O U T となります。

次に、隔地駐車場、オーガニックパーキングの西側出入口付近の写真ですが、敷地西側から東向きに撮影したもので、左折 I N、左折 O U T となります。

次に、搬出入車両専用の出入口付近の写真ですが、建物北側から南向きに撮影したもので、右折 I N、右折 O U T となります。

次に、店舗面積について、地下 2 階の小売店舗面積は、409 平方メートルとなっております。

地下 1 階の小売店舗面積は、369 平方メートルとなっております。

1 階の小売店舗面積は、1,602 平方メートルとなっております。

2 階の小売店舗面積は、1,742 平方メートルとなっております。

3 階の小売店舗面積は、1,734 平方メートルとなっております。

4 階の小売店舗面積は、1,392 平方メートルとなっており、合計で、7,185 平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は、45

台となります。

併設施設の必要駐車台数は13台で、建物全体の必要駐車台数は合計58台を確保し、指針値を満たしております。

続きまして、来退店車両経路は、ご覧のとおりです。なお、全ての地点において、開店後の交差点需要率は、全て基準の0.9を下回っています。

続いて、騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調用室外機、空気調和機、ヒートポンプチャラー、冷却塔、換気ファンが7時30分から22時30分まで稼働しています。

発生騒音の予想評価について、予測地点の設置は、それぞれ店舗周辺4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真をご説明いたします。

まず北側の予測地点Aですが、事業所の基準の高さ1.2メートルです。

次に、東側の予測地点Bですが、9階建ての併用住宅で、9階25.2メートルとしております。

次に、南側予測地点Cですが、事業所の基準の高さ、1.2メートルです。

最後に、西側の予測地点Dですが、事業所の基準の高さ1.2メートルです。

各予測地点の昼間、午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果と、次のページが、夜間10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果となっており、ともに環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も、規制基準を満たす結果となっております。

廃棄物等保管容量について、104.0立方メートルとなっており、指針値29.0立方メートルに対して容量を満たしております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年9月16日から、令和5年1月16日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

本市関係所属等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車場需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきましては、「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、

①新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域

の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

②当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

③交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

の3つの付帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

1つ目の（仮称）心齋橋プロジェクトの説明は、以上となります。ありがとうございました。

○向山会長　それでは早速ですが、ただいまのご説明を踏まえまして、皆さんからご意見・ご質問等を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○上田委員　事前にですね、事務局さんのほうに質問差し上げたんですけども、駐輪場のことで、ご質問させていただいてます。7階に駐輪場があるということで、その駐車方法っていうんですかね、1階からエレベーターで7階まで上げるというふうな造りのようなんですけども、まず1点目、エレベーターは、1台ずつ乗るものなのか、複数台乗せられるものなのかっていうのをお聞きしました。そうすると、各1台ずつで、原付のほうも自転車のほうもそれぞれ1台ずつですっていう回答を得ました。やはり230台という割には、割と台数があるのかなと思いましたが、そのエレベーターの利用時に、混雑したりとか、何かトラブルが起きないのかなっていうことで、質問もさせていただきました。回答としては、順次きちんとチェックしますというふうな形のご回答をいただいております。

あともう一点、原付と自転車は、同じエレベーターを使うようなんですけども、入口は異なるというふうな造りにされております。ただ、原付のほうは、エンジン付きですので、きちんと敷地内に入ったときには、エンジンを切るような形のご案内の看板等はつけられたほうがいいんじゃないですかとお伝えさせていただいて、看板の表示内容については、まだ決まっていないところですので、検討はさせていただきますということをご回答いただいたというふうな流れになっております。ですので、一応懸念事項については、ご回答いただけてるのかなと思いますけれども、ちょっと今回のこの、自転車を7階まで上げるというその駐輪方法について、問題はないかと思うんですけども、やはりちょっと安全面等に注意が必要かなっていうふうに、私は感じました。

○向山会長 はい、ありがとうございます。

今の点、何か補足、事務局のほうから、補足説明がもしありましたらお願いできればと思います。

○経済戦略局 今、事前にご質問をいただいたご回答につきまして、委員のほうから全とおっしゃっていただいたので、事務局からは特にございません。

○向山会長 1台ずつ乗るエレベーターですか。

○経済戦略局 はい。

○向山会長 それこそ渋滞しないの、これは。その時間当たりの何ていうのかな、予測利用台数みたいなのは、全然大丈夫なんですか。

○経済戦略局 この建物には、ホテルとブランドの店舗等が入る予定となっております、あまり自転車での来店が見込まれない建物と聞いております。

また、設置者のほうからも、ビルの管理業者や職員、警備員がですね、定期的に巡回して、違法駐輪の抑止にも努めますと聞いておりますので、一定の対策はできるのかなと思っております。

○川口委員 駐車場は従業員の方が使うわけではないって認識ですか。

○経済戦略局 建物内の駐車場については、ホテルとオフィス用に準備していると聞いております。

○向山会長 ほかに、いかがでございましょうか。

○川口委員 専門ではないんですが、B地点の夜間の騒音レベルの最大値予測結果が、基準が55で騒音レベルが54の予測というのがギリギリですが、大丈夫なのでしょうか。

○菅原委員 気をつけたほうがいいですねというぐらいの数値です。

○川口委員 これは、7階の影響もあるので、この高さの二十何メートルのところでお測りになられてるっていうふうに認識してたらいいということですか。

○経済戦略局 25メートルのところにある空気調和機の影響が大きい地点です。

○川口委員 基準値ギリギリなので、お気をつけくださいという。

○菅原委員 そうですね。

○向山会長 ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

○北野委員 駐車場について、お聞きします。駐車場が、2つの施設に分かれてまして、それぞれ29台ずつで、合計58台届けられているということが資料にあったんですが、事前に送っていただいた資料のほうに、細かく計算しているのによりますと、一応1時間のピ

ーク時が、予想では 50 台と予測しております、それで 2 か所、29 台×2 で 58 台なので、問題ないということなのですが、2つの駐車場ですので、例えば、混みやすい駐車場がもしあるのであれば、そっちのほうに偏ってしまったりとか、うまく分散されない恐れがあるのかなと思ったんですが、そのあたりは 29 台の駐車場の振り分け方とか分散させたり調節する方法とかはあるんでしょうか。

○経済戦略局　それぞれ空きの状況も違うかと思いますが、この 2つの駐車場は距離がそんなに離れていないので、こちらが埋まっている場合は、違うほうをとということでご案内はできるのかなと考えております。

また、今日お配りさせていただいております資料の中に、「心齋橋プロジェクトに係る大店立地法の隔地駐車場について」というものがございまして。こちらが、2つ合わせた駐車場の許容量の資料ですけれども、今回必要駐車台数が 58 台というところで、隔地駐車場 2つの休日の空き台数の平均が、87 台あります。2019 年の 11 月から 2020 年の 3 月までのコロナ前のデータで、一番空き台数が少なかった日というのが、12 月 7 日の 15 時の 60 台で、この日が、クリスマスや年末商戦、冬のボーナス時期で一番ピークになる時期なんですけれども、そこにおいても 60 台程度の空きがあるので、必要台数 58 台がピーク時でも賄えます。どちらかに振り分けるというところは、行ってみて満車ということはあるかもしれないんですけれども、必要駐車台数の対応はできるのかなと思っております。

また、万が一将来的に駐車場の空き台数が不足した場合は、別のケーズビル心齋橋、心齋橋ハートビルという両方とも計画地から 500 メートル位内にある駐車場との提携が可能であると聞いております。

○北野委員　じゃあ、過去 2019 年以降のデータを見ると、届出台数の 58 台は特に不足することはないと予測されているということですか。

○経済戦略局　そうですね。はい。

○北野委員　コロナの状況とかもあって、一時的に駐車場の利用が減ってるかもしれないんですが、今後増えてきたとしても、今最後おっしゃったように駐車場が不足した場合には、さらに他の提携駐車場を増やすということで対応可能であると。

○経済戦略局　はい。またこの資料の台数につきましては、コロナの影響を受ける前のものを使用しておりますので、その点についても安全サイドだと考えております。

○北野委員　分かりました。

○西堀委員　ちょっとよろしいでしょうか。

○向山会長　　はい、どうぞ。

○西堀委員　　この店舗に車とか自転車で来られる方は、この隔地駐車場の場所をどのようにして知るのでしょうか。自転車の場合も自転車入口、店舗まで来れば分かるのかもしれませんが、どのような案内をされるのか。位置の推計上、商圈の範囲はそんなに広くないんですけども、実際には奈良とかからも来られるんじゃないかなと思うんですが、そういう方々が、この店舗に行こうと決めたときに、エスト心齋橋とかオーガニックパーキングっていうところがあるということを、知る術があるのかどうかについてお聞かせいただけますでしょうか。

○経済戦略局　　経路の案内については、ホームページですとか館内の掲示にもお知らせいたします。万が一、小売り店舗へのお客様が、ホテルの駐輪場に来られたときにはですね、こちら機械式駐車場になりますので、駐車場管理している誘導員が、小売り店舗へのお客さんということであれば、隔地駐車場に場所も含めてご案内します。

○西堀委員　　事前にホームページ見られたり、店舗で案内を受けたりすれば、そういうふうな行動を取ってもらえると思うんですけども、何も知らずにやってこられて、あえて近くの空いてる駐車場に止めるっていうケースもあろうかと思うんですが、そういった車に関しては、うろつきを発生させるっていうこともあるかもしれないですけども、その点に関して、例えば周辺駐車場のふだんの利用状況とか、そういったことがもし情報としてあれば、教えていただけますでしょうか。

○経済戦略局　　隔地駐車場以外の周辺の駐車場の状況につきましては、確認しております。

○西堀委員　　分かりました。高級な買い物をされる方って、買い回りをされるんじゃないかなと思っています。そうなってくると、この店舗に来て、用事が終わったら車に乗って帰るっていうよりは、また別の店舗に行くとか、また別の店舗からこの店舗にっていうこともあろうかと思うんですけども、そこまで一つの店舗で責任取れないということがもちろんあろうかと思うんです。だからどうしてほしいというわけではないんですが、コメントということで、受け止めていただけたらと思います。

○経済戦略局　　承知しました。

○向山会長　　店舗にホームページ見ないで行くっていうのはいくらでもあると思うんですけども、普通だとそのビルの地下に駐車場があるよなって思って想定して行くじゃないですか。少なくともどこかに、別に提携駐車場があるっていうのは、あったほうが良いような



気もするけどな。

○経済戦略局　　実際に来てしまったお客さんに対してですか。

○向山会長　　そうですね、何かあったほうが、少なくとも親切ではありますよね。それによってどれだけの渋滞ができるのかは、まだ分からない問題ですけど。さっきの質問では、提携以外も含めて近隣の駐車場情報でって話でしたけど、それはある意味、調べれば駐車場の場所は分かるので、一般論としてはそれに対応できるけど、この場合は提携駐車場に行けば、駐車料金のサービスが何かあるのでは。

○経済戦略局　　あります。買い物したお客さんも、一定時間超えると有料にはなるんですけども。

○向山会長　　そうですね、特典があるわけで、来たお客さんに対しては、駐車場ここですよってというような、何かのインフォメーションが、立地法上必要かどうか疑問はありますけども、円滑な誘導という意味ではあってもいいような気がしますよね。

○経済戦略局　　ご意見、設置者にお伝えするようにいたします。

○菅原委員　　変動騒音として、荷さばきとかはあったんですけど、建物の中に駐輪場で原付とか電動自転車が入ると思うんですけど、その原付とかバイクとかが入ってないのは、もう敷地に入った時点で電源切って手押しで行くはずだっていう前提なんですか。

○環境局　　この原付については、建物内部に入っているということでしたので、計算には見込んでいません。

○菅原委員　　7階に行くまでの間のことは、特に考えなくてよしという感じなんですか。

○環境局　　7階までは、エレベーターで行くってことなんで、そのエレベーターの音ってというのは、見込んでないと思います。

○菅原委員　　敷地入って止めてエレベーターまで押して行ってって感じですか。分かりました。

○向山会長　　それ以外もご質問ございますでしょうか。では、よろしいですか。

それでは、騒音の問題、それから駐輪場・駐輪場の問題に関してのご指摘を頂戴はいたしましたけれども、基本的には本件の内容は、届出上、法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっているのではないかと考えられます。したがって、審議会としましては、立地法第8条4項の規定に基づいた意見の申し述べはしないという形にさせていただければと思っております。ただし、冒頭の説明にございました付帯意見3点を申し添えたいと思います。

それから、最後のほうで議論がありました店舗から提携駐車場がここにあるよっていうア

ナウンスについては、要望というような形でご確認をいただくという形で処理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、最初の議事につきましては、以上にしたいと思います。

それでは、続きまして、議事2番目、「(仮称)生野巽南物品販売店舗」の新設案件に関する届出内容等の説明を、事務局からお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○経済戦略局　それでは続きまして、「(仮称)生野巽南物品販売店舗」の新設についてご説明いたします。

本件は、JR関西本線、平野駅から550メートルの生野区巽南五丁目29外に新設するとして届出があったものです。周辺地図は、ご覧のとおりとなっております。

設置者・施設等の概要ですが、店舗面積は、2,008平方メートル、設置者は、関電不動産開発株式会社、小売業者は株式会社万代、もう一社は未定となっております。

主として販売する物品は食料品等、未定物販分は、未定となっております。

用途地域は、工業地域、建物構造は、鉄骨造、地上2階建て。令和4年9月30日に届出があり、新設予定日は、令和5年5月31日です。

次に、周辺の状況として、まず北東側から計画地を撮影した写真です。

続きまして、東側道路から南方向に撮影したものです。

続きまして、東側道路から北方向に撮影したものです。

続きまして、南側道路から西方向に撮影したものです。

続きまして、南側道路から東方向に撮影したものです。

続きまして、北側道路から西方向に撮影したものです。

続きまして、北側道路から東方向に撮影したものです。

次に、1階平面図ですが、駐車場、自動二輪車駐車場、駐輪場、荷さばき、廃棄物等保管施設の場所をお示ししております。

駐車場は収容台数82台で、うち届出台数は76台、自動二輪車駐車場を1台確保します。駐輪場は106台を確保します。そのうち6台分が原動機付自転車となっております。

荷さばき施設は、130平方メートル設置します。廃棄物等保管施設は、45.3立方メートル設置します。

次に、施設の運営方法についてですが、小売業者の開閉店時刻は、7時から翌午前0時まで。

駐車場の利用時間帯は、6時半から翌午前0時30分まで。

駐車場の出入口の数及び位置は、敷地の東側に入口1か所と出口1か所の合計2か所となっており、荷さばき施設の使用時間帯は、6時から21時までと6時から8時30分までとなっております。

次に、駐車場入口、搬出入車両の入口付近の写真ですが、建物東側から西向きに撮影したもので、左折I Nとなります。

次に、駐車場出口、搬出入車両の出口付近の写真ですが、建物東側から西向きに撮影したもので、左折O U Tとなります。

次に、搬出入車両出入口付近の写真ですが、建物東側から西向きに撮影したもので、左折I N、左折O U Tとなります。

次に、店舗面積について、1階の店舗面積は、1,629平方メートルとなっております。

2階の店舗面積は、379平方メートルとなっており、合計2,008平方メートルとなっております。

続きまして、必要駐車台数についてですが、指針による小売店舗の必要駐車台数は、65台です。併設施設の必要駐車台数は11台で、建物全体の必要駐車台数は、合計76台を確保し、指針値を満たしております。

続きまして、来退店車両経路は、ご覧のとおりです。なお、全ての地点において、開店後の交差点需要率は、全て基準の0.9を下回っています。

続いて騒音関係ですが、騒音発生源となる設備の稼働時間については、空調用室外機が、午前6時30分から翌午前0時30分まで、冷凍庫用室外機が24時間稼働しており、換気ファンが午前6時30分から翌午前0時30分までと、午前6時30分から21時まで稼働しているものがあります。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、それぞれ店舗周囲6地点に予測地点を設置しており、各地点の周辺写真をご説明いたします。

まず、西側の予測地点A、A'ですが、事業所の基準の高さ1.2メートルです。

次に、北側の予測地点Bですが、2階建て住宅の1階1.2メートルです。

次に、東側の昼間の予測地点Cですが、3階建て住宅の1階1.2メートル、夜間は3階7.2メートルです。

次に、南側の予測地点D、D'ですが、事業所の基準の高さ1.2メートルです。各予測地点の昼間、午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果と、夜間午後10時から

午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果も、規制基準を満たす結果となっております。

廃棄物の保管容量について、45.3立方メートルとなっており、指針値9.6立方メートルに対して、容量を満たしています。

最後に、本届出に関する縦覧期間、住民等意見書の受付状況ですが、令和4年10月14日から令和5年2月14日までの4か月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本市意見案の検討状況について、ご説明いたします。

本市関係所属等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車場需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた意見を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、意見案については「意見なし」と取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、先ほどの案件でもありました、①から③と同様の3つの付帯意見の取りまとめを行っているところでございます。

以上で、2つ目の「(仮称)生野巽南物品販売店舗」の説明とさせていただきます。

○向山会長 はい、ありがとうございました。

それでは、この案件につきましても、皆様のご質問・ご意見頂戴したいと思います。どなたからでもどうぞお願いいたします。

○西堀委員 今日配っていただきました説明会実施報告書を拝見していますと、北側の道路の車が増えるんじゃないかという意見があって、その回答として、進入をご遠慮いただく注意看板を考えただけでも逆効果になることがあるかもしれないので設置控えましてという回答されてるんですが、確かにですね、これ店舗を出て、内環を南下したい車の流動を考えますと、想定経路だと地点1を左折して地点4を左折してっていうことで、信号2つ引っかかることになるので、非常に抵抗感があるんじゃないかなと感じます。そういうときに、やっぱり北側道路をショートカットする車が出てくるという心配があってしかるべきかなというふうに思いました。

ただ、私もちょっと現地見てないので何とも言えないですけど、先ほどの写真と地図も見てみますと、北側の道路の入口が少し狭いようですね。その狭さがある程度抵抗感につながるのかもしれないので、何らかの対策が必要というところまでには現時点では行かないかもしれないですが、開店後の状況を見て、どうしてもやっぱり北側の道路に入っていく車が多い

ということが確認されると、対策を取っていただくことが必要かなというふうに思いました。現時点での北側道路の通行量がどれくらい通ってるか分からないですけども、これ一方通行でもなさそうなんです。地図を見てみると。なので、そんなに広くない道で、両方から車が来て、すれ違えずに車が止まってしまって、それが平野守口線まで出てくるっていうようになったりする、あるいは、北側の道路に入る車で、渋滞が発生するとよくないので、状況を見ていただいて、もしも問題が起こりそうだったら対策を考えていただくことが理想的だなと思います。

○経済戦略局 承知しました。

○向山会長 今の点、説明会の質疑はどうでしたか。

○西堀委員 回答は、当該箇所については、低木の設置とし、視認性を確保します。また、北川道路への進入をご遠慮いただく注意看板の設置を考えましたが、設置によって逆効果になることもあるので、設置を控えました。

○経済戦略局 これを書くことによって、逆に、ショートカットできるんだっていう案内になってしまうので。

○西堀委員 その心配も確かにありますので。

○向山会長 なるほど。現実的には、状況見ながら形になる。

○西堀委員 そうなるかなと思います。

○向山会長 はい、分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○上田委員 この配置図で、民地内歩道設置ということで、歩行者の安全面に配慮していろいろと検討されているようなんですけれども、この民地内歩道って、一般の方も歩けるものなのか、お客様向けのものなのか、その辺教えていただいてよろしいでしょうか。

○経済戦略局 今日の配布資料に、民地内歩道の断面図っていうものがございまして、これが説明会で住民の方から、ちょっと歩道が狭いのでというご意見があったことで、設置者のほうで、スーパーの敷地に歩道を造って歩道を広げるという対応をされております。溝の上にもコンクリートを敷いてですね、人が歩けるように計画を変更をしております。少しでも安全に通行ができるようにということで、セットバックされた対応を取られております。

○上田委員 ありがとうございます。

もう一個よろしいでしょうか。

万代は、スーパーなので、自転車の利用のお客さんが、多いかなと思うんですけど、北方向から、先ほどおっしゃった民地内歩道のところを、自転車でお店の入口のほうに走ってこ

られるのが、一般的な人の流れなのかなと思うんですけども、そういった場合、逆走って言うていいのかわかりませんが、ここは自転車で北方向からお店に入るために走ると自体は問題はないのでしょうか。

○経済戦略局　　今おっしゃっていただいたのは、自転車で来られるお客さんが、店内に駐車場といいますか、敷地内に入るときに、入口のところから入場するときの、歩行者との交錯ということでしょうか。

○上田委員　　歩行者が、自転車で上がるというのかな、走ってこれれると思うんですね、右側走行ですかね。ここは別に走ってもいいんですかね。

○経済戦略局　　はい。自転車は、特に。問題ないと思われれます。

○上田委員　　最近自転車って車両と同じなので、車と同じように車道の左側ってというような考え方だと思うんですけども、普通に流れる的には、右のこの歩道を走って入りはるんじゃないかなっていうのがあったので。

○経済戦略局　　実際には、そういう動きになります。

○上田委員　　それはまあ、通常の動きとして許容範囲として問題はないという考え方でいいんですかね。

○経済戦略局　　公道でないところを走るということになると、北側から自転車に乗られたお客さんも特に走ることにしては何も言えないところがございます。

○上田委員　　分かりました。ありがとうございます。

○向山会長　　もしきちんと法律どおりにのっとって北側から万代に行こうと思うと、片側一車線のところですから、まず南に向いて左側の白線の際々を自転車が南に向かっていくわけですか。そして入口のところまで来たら、道路を横断する。今の話だと、民地内の歩道を北から南に走るのは、別に構わないと、民地の中だから。

○経済戦略局　　はい。

○向山会長　　公道を走るのは駄目なの。

○経済戦略局　　それは駄目なんです。

○向山会長　　自転車は、やっぱり左側ですよ。

○大阪府警　　左ですね。

○向山会長　　左ですよ。正しくは、左側の白線ぎりぎりのところを走って南下して、道路横切って入口から入るのが正規路なわけですよ。それを今回のセットバックされた歩道を走るのは、民地内だから構わないと。そういうことですね。

○西堀委員　　すみません、直接本件と関係ない話でもあるんですが、2つあって1つが関係ない話。

昨日、事故がありましたけれども、近隣の方々心配されるかもしれないので、もしもそういった意見が出てきたら、適宜対応していただければいいかなと思うのと、先ほどセットバックしていただいたところで、1.2メートル確保していただいているんですけども、最近、アクセルとブレーキの踏み間違いで柵を超えるっていうこともあったりするので、1.2メートル取っていただいたんですけども、車が乗り越えられないような柵っていうか、そういったところがあればいいなと思ったので、駐車場と歩道間のフェンスとしてどういったものをお考えでしょうか。

○経済戦略局　　民地内歩道と車道のところには、特に何もありませんけれども、車と歩道のところにはですね、フェンスとガードパイプをつけます。

○西堀委員　　太い頑丈なものなのか、もうちょっと華奢なものなのか、華奢なのだと簡単に倒れてしまうので、その点が気になりました。

○経済戦略局　　万一の、ブレーキとアクセルの踏み間違いがあったときに、乗り越えられないようなものが好ましいと。

○西堀委員　　タイヤ止めもあるので、よっぽどのがない限りは、本当は超えないんですけども、実際超える事故も起こってますので。

○経済戦略局　　そこについては、委員からご意見があったということで、設置者に伝えさせていただきます。

○向山会長　　万一車止めを乗り越えてきたとき、止めようと思うとそれなりのものになりますね。

○西堀委員　　そうですね。

結構コンビニなんかだと、駐車場と店舗の間に、そういった柵を置いているのがあって、あれぐらいの太さのものだったら、多分止める力があるんだと思うんですけど、ただ頑丈な分、ごつくなってしまうので、その点で対応可能かどうかというところですね。

○向山会長　　ほかいかがでしょうか。

○北野委員　　騒音について、専門でないので、いただいた資料で見た限りの感想になるんですが、時間帯別の騒音の予測結果が示されてまして、昼間の時間帯であれば、例えばD地点であれば60の基準について58であったり、夜間の時間帯であれば、A<sup>1</sup>とかでもう予測の時点でかなり基準ぎりぎりまで来てるような形で、結構基準に近いなという印象を受けま

した。特にBの地点とbもそうかもしれない、B´もそうかもしれないですが、荷さばき施設とかであれば、それも含めた騒音の予測も含めた数字であると思うんですが、実際に荷さばきやってみますと、偶発的に出たり入ってくる車の状態によつたら予想を超えるような音も出るので、そう考えると、事実上基準と同じぐらい、もしくは超えるようなことがあり得るのかなという感想を持ったんですが、そのあたりは、どう捉えられてるのかとか、データ上それも含めて問題ないということなのか、このあたりを教えていただけるでしょうか。

○環境局 荷さばき施設については、荷さばき施設のちょうど前の公道と敷地境界線のところで、遮音壁を建てる計画になっておりまして、高さ3メートルの遮音壁を見込んだ上でC地点について予測していただいています。最大値は規制基準が65に対して63デシベルという結果になっておりまして、高さ3メートル、厚さ約50ミリの遮音壁を建てた上での計算では、数値が満足できてるということになっていますので、問題ないと考えています。

○環境局 ちょっと補足させていただきます。委員がおっしゃっていただいている環境基準と呼ばれるものと、夜間の規制基準と呼ばれるものでは考え方が違っておってですね、規制基準は、荷さばきの音とかですね、実際に車によって違うんじゃないかっていうのも含めて見る数値になってございます。環境基準のほうは、ずっとしている音で、評価騒音って呼ばれるもので、平均的なものになっておって、50とか60とかでかなり厳しい値になっていますので、これを満足してれば問題ないだろうというところで、60に対して58の数値になってございますが、特に問題ないという判断をしております。

先ほど担当のほうから説明したんですけど、昼間、この夜間の規制基準以外にですね、昼間の規制基準についても確認してまして、騒音の予測報告書という参考資料をつけておるんですけども、そちらのほうで昼間の規制基準については確認して、問題ないということにさせてもらっています。

○向山会長 分かりました。規制基準というのは、夜間の騒音レベルにのみある基準なんですか。

○菅原委員 最大値がこれ以下であることっていう。

○環境局 特に夜間気をつけないといけないということで、お示しさせていただいているということになります。

○向山会長 分かりました。

○菅原委員 先ほどご指摘があったように、等価騒音レベルとして60デシベルギリギリいけるという形なので、その時間ごとの細かいところを見ていくと、車の種類とかによって



超えることはあると思うんですけど、全体として平均的にこれ以下だったら大丈夫っていうのが、ちゃんと満たされています。

○向山会長　はい、了解しました。それ以外につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、いろんなご意見を頂戴いたしました。届出上は、法の趣旨に基づいて指針を踏まえた内容になっているのではないかと考えます。従いまして、審議会として、立地法8条4項の規定に基づく意見は、申し述べないという形にさせていただければと思います。ただ、冒頭の説明にございました3点については、付帯意見として申し添えますと同時に、頂戴しましたご意見の中で、申し添えていただく内容として、1点目は、北側の道路、すぐの道路を左折する車についての開店後の状況を見ながら、必要な措置を検討いただきたいというのが1点でありまして、2点目は、敷地東側の境界に駐車場がございしますが、そこに駐車した車が、万一の事故等で東側に暴走してくるという可能性がないわけではないので、今、民地との歩道のところに造っていただいているフェンス等を少し強化して、万一の事故に備えるというような対応についてご検討いただけるかどうかをお願いしたいという、この2点のご意見を頂戴しておりましたので、これについては、事務局から申し添えていただくという対応をさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の新設案件2件につきまして、ご議論の内容を踏まえまして、市長に対する意見具申の文案を作成して、先ほどの意見を具申してまいりたいと思っております。

それでは以上、本日の審議議事2件終了でございます。ありがとうございます。

○経済戦略局　委員の皆様、ご審議ありがとうございました。これを持ちまして、本日の審議会を終了といたします。

**閉会　午後3時24分**